

困難な問題を抱える女性への相談支援事業運営業務委託に係る企画提案競技実施要項

第1 事業概要・提案にあたっての条件等

1 事業の名称

困難な問題を抱える女性への相談支援事業運営業務委託

2 事業の目的

困難な問題を抱える女性の不安や孤立した状況を解消するための支援のきっかけづくりとなることを目的に、困難解決・緩和となるための情報を提供するセミナーと、同じような境遇の女性が自らの悩みや不安を共有し、語り合う機会・場を提供するグループ相談会を開催する。

3 予算等

上限額：1,650,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務の内容

別紙「困難な問題を抱える女性への相談支援事業運営業務委託仕様書」のとおり

5 作業条件

- (1) 業務の遂行に当たっては、提案内容に基づき県と調整を図りながら進めること
- (2) 県担当職員と綿密な打ち合わせを行う体制を整え、業務委託に係る体制の責任者及び担当者を明示すること

6 参加資格

法人又は団体（以下「法人等」という。）であって、次の要件をいずれも満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること
- (3) 埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報を適切に取り扱うことができること
- (6) その他法律、条例等に違反する行為を行っていないこと
- (7) 業務委託仕様書の内容を十分に理解した上で、本企画提案に参加できること

第2 企画提案募集から企画提案書等の提出までの手続き

1 企画提案募集から受注者決定までのスケジュール

(1) 5月8日(金)	ホームページ公開
(2) 5月8日(金)～5月18日(月)16時	質問受付期間
(3) 5月22日(金) 16時	質問回答
(4) 5月22日(金)～6月3日(水) 16時	企画提案競技参加希望書受付期間
(5) 6月10日(水) 16時	企画提案書等の提出期限
(6) 6月19日(金) 午後	プレゼンテーション実施
(7) プレゼン実施日から7日以内	審査結果通知
(8) 7月上旬	契約

2 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は**別紙様式1**に記入の上、電子メールで送付することとし、電話等による質問は受け付けない。

送付先： m013111a@pref.saitama.lg.jp

メール件名： 困難女性相談支援事業運営業務委託企画提案競技質問書

受付期間： 5月8日(金)～5月18日(月)16時

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、5月22日(金)16時までにホームページに掲載する。

3 企画提案競技参加希望書の提出

参加申込手続： 本企画提案競技に参加を希望する場合は、**別紙様式2**を電子メールにより提出すること

送付先メールアドレス： m013111a@pref.saitama.lg.jp

メール件名： 困難女性相談支援事業運営業務委託企画提案競技参加希望書

受付期間： 5月22日(金)～6月3日(水)16時

4 企画提案書等の提出

企画提案書の提出は、次のとおり行うものとする。

(1) 提出書類

提案数は1法人1提案までとする。

企画提案に当たっては、以下の書類の正本1部及び電子データを提出すること。

ア 法人・団体の概要【様式1】

法人・団体の規約、定款並びに団体紹介用リーフレット（作成している場合）等

イ 困難な問題を抱える女性への相談支援事業運営業務委託に係る企画提案書

【様式2-1】

ウ セミナー及びグループ相談会の名称・テーマ案・内容・講師及びファシリテーター【様式2-2】

エ 講師・ファシリテーター個票【様式3】

オ 実施要項の「第1 事業概要・提案にあたっての条件等 6 参加資格」の(1)～(7)をいずれも満たしている旨の誓約書【様式4】

カ 見積書（様式任意。ただし経費を積算した内訳書を添付すること。）

(2) 提出方法

ア 持参又は郵送（書留）により、正本1部を提出すること

イ 電子データでも資料一式を1部提出すること

参加希望書に記載のメールアドレス宛に、電子データ提出専用の電子メールをこちらから送付するので、提出の際にご使用ください。

※ FAXでの提出は不可とする

※ 持参する場合は事前に連絡すること（連絡先電話番号）048-601-3111

(3) 提出先

埼玉県男女共同参画推進センター 相談担当宛

〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-2 ホテルブリランテ武蔵野3階

(4) 提出期限

令和8年6月10日(水) 16時必着

第3 提案にあたっての留意事項

- 1 運営業務委託の目的を踏まえ、個別事項を具体的に検討し企画案を提案するものとする。
- 2 企画提案書等の提出後は提出済みの書類の変更はできない。
- 3 提出された企画提案書等は返却しない。
- 4 提出された企画提案書は、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、原則として開示する。
- 5 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

第4 審査方法

提出書類を確認後、次の手順で審査を行う。

- 1 提出書類の審査と平行して、企画提案書の内容についてプレゼンテーションの審査を実施する。候補日は6月19日(金)の午後とする。
- 2 プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を10分とする。
- 3 プレゼンテーションは、既提出の企画提案書を用いることとし、パソコン、プロジェクター等の機材の使用も可とする。プレゼンテーション当日の資料の追加は認めない。
- 4 プレゼンテーションの日時は、別途電子メールで連絡する。
- 5 プレゼンテーション出席者は、1法人等につき2名以内とする。
- 6 審査の結果は、スケジュールのとおり、全法人等に電子メールで連絡する。

第5 委託先候補者の決定方法

1 審査基準

書類審査、プレゼンテーション評価結果において、おおむね次の観点から審査を行う。

- (1) 業務を遂行する上で十分な実施体制であるか
- (2) 実施方針・実施方法は、本業務の目的を理解しているものになっているか
- (3) セミナー及びグループ相談会のテーマ及び内容は、受講者が自らの悩みに向き合い、より良い方法を選択できる内容であるか
- (4) グループ相談会は、参加者が参加しやすい方法で実施し、参加者が強く抱えると思われる悩みについて共に話し合うことができるものであるか
- (5) 講師・ファシリテーターは、本業務を的確に実施できる知識や経験を有しているか

2 決定方法

県は、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価点が高かった提案者を委託先候補者とする。

第6 契約の方法など

- 1 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加え、委託先候補者と県の間で協議の上、仕様書を確定し委託契約を締結する。
- 2 企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった場合、県は選考結果の決定を取り消す。
- 3 委託先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に委託先候補者に事故のある場合等は、評価が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

見積書 参考(例)

困難な問題を抱える女性への相談支援事業運営業務委託に係る経費の見積書

- ・必要項目を追加・削除して作成すること。
- ・金額算出根拠、消費税及び地方消費税額は必ず明記すること。
- ・宛先は「埼玉県男女共同参画推進センター所長」とすること。
- ・受託者の住所、団体名、代表者名、担当者氏名、連絡先を明記すること。

(例)※任意

項目		内訳			備考
		数量	単価	合計	
1	セミナー講師謝金				
2	ファシリテーター謝金				
3	サブファシリテーター謝金				
4	運営スタッフ賃金				
5	消耗品費				
6	印刷製本費				
7	会場使用料				
8	通信運搬費				
9	企画調整費				
小計					
消費税					
合計					